



第1章 熊本県建築物環境配慮制度の概要

I 制度の概要

1 趣旨・目的

低炭素社会への転換があらゆる分野で求められる中、建築分野においても中長期的視点に立った地球温暖化対策としての取り組みを充実させることが必要です。

建築物は、いったん建築されると長期間利用されるものであり、環境性能の低い建築物の環境への影響は長期にわたり継続することから、新築、増改築時点において環境性能の向上を図る取組を早期に充実させることが重要です。また、ストックとして多数存在している既存建築物についても環境性能の向上を促す取組が重要です。

一方、建築物は、まちなみや景観の一要素となり、それ自体が環境を構成し、人々の生活環境、社会活動環境に影響を与えます。

環境性能の向上を促進するためには、環境への負荷の低減と環境の質の向上の両面から取組を促す必要があります。

そのため、県では、環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づき、「熊本県建築物環境配慮制度」を実施します。

この制度は、建築主・所有者等が、建築物の環境性能の評価を含めた「建築物環境配慮計画書」や「建築物環境性能届出書」（両者を併せて、以下「計画書等」といいます。）の提出を行い、その計画書等を県が公表するものです。

※建築物の環境性能の評価には、（一財）建築環境・省エネルギー機構（国土交通省の認可団体）が開発した評価ツール「CASBEE」を活用します。

この制度を通じて、建築物の環境配慮に対する県民の意識を高め、自主的な取り組みを促していくことで、環境に配慮した建築物の普及を図るものです。

制度施行日：平成22年10月1日

2 根拠規定

- ① 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（以下、「条例」といいます。）
- ② 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（以下、「規則」といいます。）
- ③ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（事務移譲関連）

3 事務移譲について

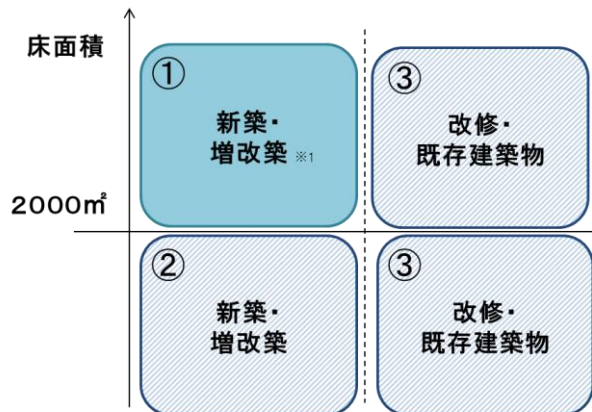
熊本県建築物環境配慮制度は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下、「建築物省エネ法」といいます。）との関連が強く、同法に基づく、いわゆる「省エネ計画書」等にかかる業務を行っている所管行政庁である熊本市、八代市及び天草市に対し、受付から公表に至るまでの事務を上記③の条例により移譲しています。

そのため、対象建築物の建設地/所在地が熊本市内、八代市内、天草市内の場合には、それぞれ熊本市、八代市、天草市に計画書等の提出を行っていただきます。

4 制度の対象

基本的には、建築物の新築、増改築、改修を行う場合は「建築物環境配慮計画書」を、既存建築物の性能評価を行う場合は「建築物環境性能届出書」を、作成し、提出していただく制度です。その中で、特に環境への配慮が求められる一定規模（延床面積 2,000 m²）以上の建築物の新築、増改築を行う場合には、「建築物環境配慮計画書」を必ず提出していただくこととし、それ以外については、任意の提出ができるようにしています。

【計画書の提出区分】



※1 増改築に係る部分の床面積が2,000m²以上の場合に適用

- ① : 条例で提出が必要
②、③ : 条例で任意の提出

① 特定建築物の新築、増改築

床面積が2,000m²以上の建築物（特定建築物）の新築、増改築を行う場合は、計画書を提出する必要があります。

☆増改築は、増改築部分の床面積が2,000m²以上の場合が対象となります。

② 特定建築物以外の新築、増改築

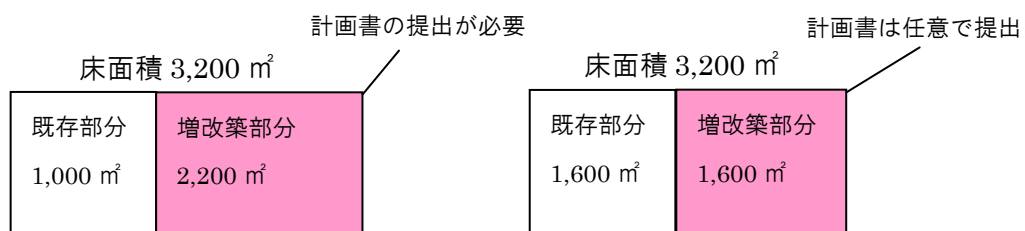
計画書の提出は任意です。

③ 特定建築物以外での改修、既存建築物の性能評価結果

届出書の提出は任意です。（戸建住宅は除く。）

【増改築の提出区分の考え方】

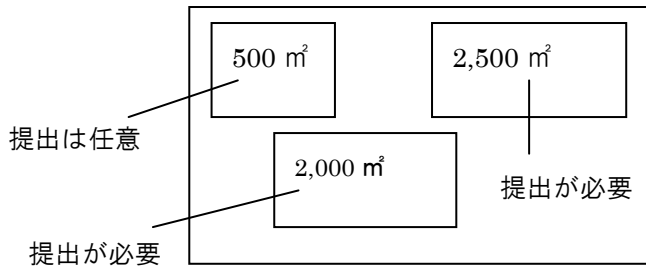
増築または改築する部分の床面積が2,000m²以上となる場合は、計画書の提出が必要です。



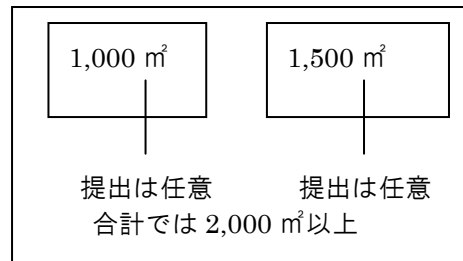
【複数棟の提出区分の考え方】

同一敷地内に複数の建築物を新築する場合は、床面積が2,000㎡以上の棟が計画書提出の対象となり、棟ごとに計画書の提出が必要です。

【パターン1】



【パターン2】

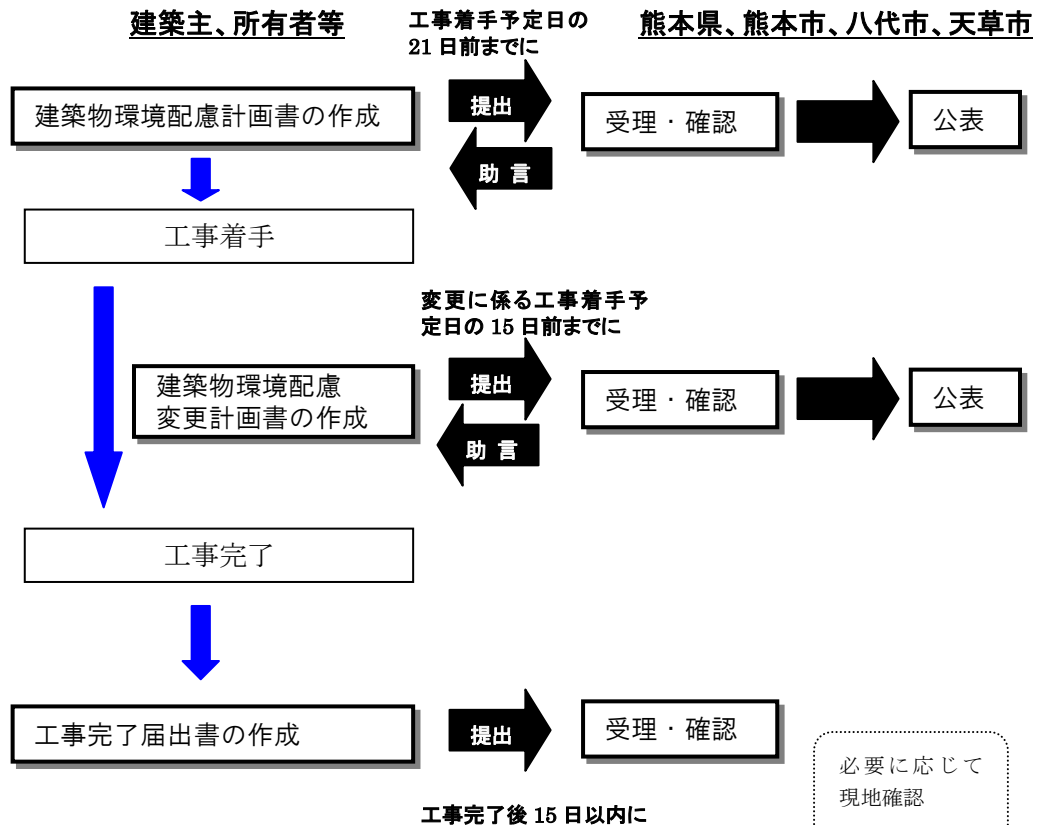


II 提出の手続き

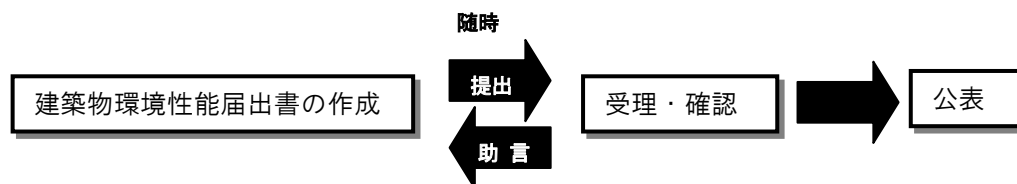
1 手続きの流れ

【制度のフロー図】

1 建築物環境配慮計画書(新築、増改築、改修を行う場合)



2 建築物環境性能届出書(既存建築物の評価を行う場合)



2 建築物環境配慮計画書

(1) 提出が必要な対象者

★床面積2,000㎡以上の建築物の新築、増改築を行おうとする建築主

(2) 任意に提出できる対象者

★上記以外の建築行為を行おうとする建築主

(※戸建住宅は、新築・増改築を行おうとする場合に限りです。)

(3) 提出するもの

★建築物環境配慮計画書(「8 計画書・届出書の様式・記入例」を参照)

別途定める図書(「9 計画書・届出書に添付する図書」を参照)

(正本・副本の計2部を提出してください。)

(4) 提出時期

工事着手予定日の21日前まで

(5) 提出先

建築物の建設地/所在地に応じて、熊本県知事、熊本市長、八代市長、天草市長

(詳細は「7 計画書・届出書の提出先」を参照)

3 建築物環境配慮変更計画書

(1) 提出が必要な対象者

★建築物環境配慮計画書を提出した建築主のうち、建築物環境配慮計画書に記載されている事項の変更を行おうとする建築主。ただし、以下に該当する場合は提出不要です。

●建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への配慮のため実施しようとする措置の内容を変更する場合において、環境配慮評価結果が変更とならないもの。

※「環境配慮評価結果が変更とならないもの」とは、スコアシートの評価内容が変わらないものです。

●知事が軽微な変更と認める事項

(2) 提出するもの

★建築物環境配慮変更計画書(「8 計画書・届出書の様式・記入例」を参照)、
変更部分に係る図書

(正本・副本の計2部を提出してください。)

(3) 提出時期

変更に係る工事着手予定日の15日前まで

(4) 提出先

建築物の建設地/所在地に応じて、熊本県知事、熊本市長、八代市長、天草市長

(詳細は「7 計画書・届出書の提出先」を参照)

4 工事完了届出書

(1) 提出が必要な対象者

★建築物環境配慮計画書を提出した建築主のうち、建築物環境配慮計画書に係る建築物の工事が完了した建築主

(2) 提出するもの

★建築物工事完了届出書（「8 計画書・届出書の様式・記入例」を参照）
（提出部数：1部）

(3) 提出時期

工事完了後15日以内

(4) 提出先

建築物の建設地/所在地に応じて、熊本県知事、熊本市長、八代市長、天草市長
（詳細は「7 計画書・届出書の提出先」を参照）

5 建築物環境性能届出書

(1) 任意に提出できる対象者

★既存建築物の所有者・管理者

(2) 提出するもの

★建築物環境性能届出書（「8 計画書・届出書の様式・記入例」を参照）、
別途定める図書（「9 計画書・届出書に添付する図書」を参照）
（正本・副本の計2部を提出してください。）

(3) 提出時期

随時提出

(4) 提出先

建築物の所在地に応じて、熊本県知事、熊本市長、八代市長、天草市長
（詳細は「7 計画書・届出書の提出先」を参照）

6 計画書・届出書等の内容等に関する相談窓口

計画書等の作成、性能評価等の制度内容については、以下にご相談ください。

熊本県土木部建築住宅局建築課安全推進班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 : 096-333-2535

FAX : 096-384-9820

E-mail : kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

7 計画書・届出書の提出先

【提出先一覧】

対象物件の建設地/所在地	提出先	住所	電話
熊本市内	熊本市都市建設局 都市政策部建築指導課	〒860-8601 熊本市中央区 手取本町1番1号	096-328-2513
八代市内	八代市建設部建築指導課	〒866-8601 八代市松江城町1-25	0965-33-4750
天草市内	天草市建設部建築課	〒863-0048 天草市中村町10-8	0969-32-6797
上記以外の地域	熊本県土木部 建築住宅局建築課	〒862-8570 熊本市中央区 水前寺6丁目18番1号	096-333-2535

8 計画書・届出書の様式・記入例

(1) 建築物環境配慮計画書

【様式と記入例】

(表)

別記第8号様式(第29条・第30条関係)

建築物環境配慮計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 様

提出先に応じて、「熊本市長」、
「八代市長」「天草市長」
に修正してください。

提出者 (建築主) 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社〇〇〇〇 印
代表取締役〇〇〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第32条第 項の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称	〇〇ビルディング		
建築物の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建築物の概要	工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> その他()	
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 一戸建専用住宅(注:事務所等併用住宅は除く。)	
	敷地面積	〇〇〇〇㎡	建築面積 〇〇〇〇㎡
	床面積の合計	新築等に係る部分 (〇〇〇〇㎡)	その他の部分 (㎡) 合計 (㎡)
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他()	
	高さ	〇〇〇m	階数 地上 〇 階、地下 〇 階
工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のため実施しようとする措置の内容及び環境配慮評価結果	別紙による (例)太陽光発電設備の導入を行う等		
再生可能エネルギー利用設備の導入に係る検討結果	<input type="checkbox"/>		

※受付欄	※摘要
この欄には何も記入しないでください	この欄には何も記入しないでください

備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
2 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
3 ※欄は、記入しないでください。
4 「環境配慮評価結果」とは、知事が別に定める建築物に係る環境性能を評価するシステムによる環境への配慮のための措置ごとの評価結果及びこれらの措置の総合的な評価結果をいいます。

CASBEE の評価内容に対する
 問い合わせ窓口となる連絡先
 を記入して下さい。

【様式と記入例】

(裏)

計画内容に係る連絡先	事務所名	〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課		
	所在地	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇番〇号		
	担当者名	〇〇 〇〇		
	電話番号等	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		FAX番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
メールアドレス		〇〇〇 @ 〇〇.〇〇.〇〇		
公表に関する希望	提出者(建築主)が個人の場合は、その氏名は、熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第2条第1号に規定する個人情報に該当するため、公表の希望について記入してください。 <input type="checkbox"/> 公表を希望する。 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない。			
備考	特段記入する事項があれば、御記入ください。			

評価者が、CASBEE 評価員の有資格者の場合は、ここに氏名及び評価員番号をご記入ください。

備考「公表に関する希望」欄は、提出者(建築主)が個人である場合に、その氏名の公表の希望に関し、該当する□内に「レ印」を記入してください。

※CASBEE 評価員制度について

CASBEE の評価を正しく行う場合には、建築物の環境性能に関する広汎かつ専門的な知識が求められます。そこで、(一財)建築環境・省エネルギー機構が、CASBEE の適正な評価と運用を促進するため、CASBEE に関する一定の知識を有している者を、CASBEE 評価員として認め、登録する制度を設けています。

(2) 建築物環境配慮変更計画書

【様式と記入例】

(表)

別記第9号様式(第31条関係)

建築物環境配慮変更計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 様

提出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(建築主) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社〇〇〇〇 印
代表取締役〇〇〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第32条第3項の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称	〇〇ビルディング		
建築物の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
変更しようとする措置の内容	変更前	(変更事項について、変更する前の状況を具体的に記入してください。)	
	変更後	(変更事項について、変更する後の状況を具体的に記入してください。)	
変更の理由	(変更する理由を具体的に記入してください。)		
変更後の環境配慮評価結果	別紙による		
変更工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	工事完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
計画書又は直近の変更計画書の提出日	〇〇年〇〇月〇〇日		

※受付欄	※摘要
この欄には何も記入しないでください	この欄には何も記入しないでください

備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
2 「計画書又は直近の変更計画書の提出日」欄は、建築物環境配慮変更計画書の提出があった場合に、直近の建築物環境配慮変更計画書の提出日を記入してください。
3 ※欄は、記入しないでください。

提出先に応じて、「熊本市長」、「八代市長」「天草市長」に修正してください。

適宜別紙で記入していただいてもかまいません。

【様式と記入例】

(裏)

CASBEE の評価内容に対する
問い合わせ窓口となる連絡先
を記入して下さい。

計画内容に係る連絡先	事務所名	〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課					
	所在地	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇番〇号					
	担当者名	〇〇 〇〇					
	電話番号等	電話番号	〇〇〇	-	〇〇〇	-	〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇	-	〇〇〇	-	〇〇〇〇
メールアドレス		〇〇〇 @ 〇〇.〇〇.〇〇					
備考	特段記入する事項があれば、御記入ください。						

評価者が CASBEE 評価員の有資格者の場合は、ここに氏名及び評価員番号を御記入ください。

(3) 工事完了届出書

【様式と記入例】

別記第10号様式(第33条関係)

建築物工事完了届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(建築主) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社〇〇〇〇 印
代表取締役〇〇〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称	〇〇ビルディング		
建築物の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
工事完了日	〇〇年〇〇月〇〇日		
計画書又は直近の変更計画書の提出日	〇〇年〇〇月〇〇日		
届出内容に係る連絡先	事務所名	〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課	
	所在地	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇番〇号	
	担当者名	〇〇 〇〇	
	電話番号等	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
メールアドレス		〇〇〇 @ 〇〇.〇〇.〇〇	
備考	特段記入する事項があれば、御記入ください。		

※受付欄	※摘要
この欄には何も記入しないでください	この欄には何も記入しないでください

備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
2 「計画書又は直近の変更計画書の提出日」欄は、建築物環境配慮変更計画書の提出があった場合に、直近の建築物環境配慮変更計画書の提出日を記入してください。
3 ※欄は、記入しないでください。

提出先に応じて、「熊本市長」、「八代市長」「天草市長」に修正してください。

CASBEE の評価内容に対する問い合わせ窓口となる連絡先を記入して下さい。

(4) 建築物環境性能届出書

【様式と記入例】 (表)

別記第11号様式(第34条関係)

建築物環境性能届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
(所有者又は管理者) (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社〇〇〇〇 印
代表取締役〇〇〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

提出先に応じて、「熊本市長」、
「八代市長」「天草市長」
に修正してください。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称		〇〇ビルディング		
建築物の所在地		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建築物の概要	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 一戸建専用住宅 (注：事務所等併用住宅は除く。)		
	敷地面積	〇〇〇〇㎡	建築面積	〇〇〇〇㎡
	延床面積	〇〇〇〇㎡	<input type="checkbox"/>	
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他()		
	高さ	〇〇m	階数	地上〇階、地下〇階
温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮のため実施している措置の内容及び環境配慮評価結果		別紙による		

※受付欄	※摘要
この欄には何も記入しないでください	この欄には何も記入しないでください

備考 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
 2 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
 3 ※欄は、記入しないでください。
 4 「環境配慮評価結果」とは、知事が別に定める建築物に係る環境性能を評価するシステムによる環境への配慮のための措置ごとの評価結果及びこれらの措置の総合的な評価結果をいいます。

【様式と記入例】

(裏)

CASBEE の評価内容に対する
問い合わせ窓口となる連絡先
を記入して下さい。

届出内容に係る連絡先	事務所名	〇〇〇設計事務所〇〇部〇〇課		
	所在地	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇番〇号		
	担当者名	〇〇 〇〇		
	電話番号等	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		FAX番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
メールアドレス		〇〇〇 @ 〇〇.〇〇.〇〇		
公表に関する希望	提出者(所有者又は管理者)が個人の場合は、その氏名は、熊本県個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に該当するため、公表の希望について記入してください。 <input type="checkbox"/> 公表を希望する。 <input type="checkbox"/> 公表を希望しない。			
備考	特段記入する事項があれば、御記入ください。			

備考 「公表に関する希望」欄は、提出者(所有者又は管理者)が個人である場合に、その氏名の公表の希望に関し、該当する□内に「レ印」を記入してください。

評価者が CASBEE 評価員の有資格者の場合は、ここに氏名及び評価員番号を御記入ください。

9 計画書・届出書に添付する図書

熊本県建築物環境配慮制度において、計画書・届出書に添付が必要な図書は、(一財)建築環境・省エネルギー機構(国土交通省の認可団体)が開発した評価ツール「CASBEE」を基にした、「CASBEE熊本」による建築物の環境配慮の評価結果又は熊本県独自の環境性能評価ツールによる評価結果が基本となります。これに加え、評価結果の根拠となる図面、各種計算書等の資料の提出が必要となります。

また、CASBEE熊本による評価結果の確認の負担軽減を図るために「設計仕様確認支援ツール」を作成していますので、本ツールによる確認結果を併せて提出してください。

【留意事項】

- ※1 建築主に代わって、設計者等が提出を行う場合は、委任状(様式任意)を添付してください。
- ※2 添付図書のうち、Ⅰ、Ⅱについては、電子データ(外観図は、JPEG形式)を併せて提出(CD-R等)してください。電子データによる提出が困難な場合は、ご相談ください。
- ※3 Ⅲ～Ⅴの添付図書については、内容が十分わかるものであれば、複数の根拠資料を一つの図書で兼用することができます。また、省エネ計画書の添付図書と兼用することもできます。
- ※4 Ⅰの評価結果については、1か2のどちらか選択してご提出下さい。

【提出図書】

Ⅰ 評価結果

	添付図書	備考
1	CASBEE熊本(新築)、CASBEE熊本(改修)、CASBEE熊本(既存)、CASBEE熊本(戸建)のいずれかの ①性能表示シート ②評価結果シート ③スコアシート ④配慮事項シート ⑤重点評価スコアシート	○添付図書は、評価ツール「CASBEE熊本」で作成されます。 ○建築物の外観図は、「外観図シート」に貼り付けてください。外観図の掲載を希望されない場合は、ご相談ください。 ○評価に利用した「CASBEE熊本」の電子データ(Excelファイル)を提出してください。
2	熊本県独自の環境性能評価ツール ①評価結果シート ②配慮事項シート	○建築物の外観図は、「外観図シート」に貼り付けてください。外観図の掲載を希望されない場合は、ご相談ください。 ○評価に利用した電子データ(Excelファイル)を提出してください。

※評価ツール「CASBEE熊本」は、県ホームページからダウンロードできます。

Ⅱ 設計仕様確認結果

	添付図書	備考
2	設計仕様確認支援ツールのうち、 ①確認表シート (詳細は「9 設計仕様確認支援ツールについて」を参照してください。)	○設計仕様確認支援ツールの【入力表】シートの入力項目に必要な事項を入力することで、自動的に確認表が作成されます。 ○CASBEEによる評価の過程で、本ツールが利用されることを想定しています。 ○評価結果の確認に利用した「設計仕様確認支援ツール」の電子データ(Excelファイル)を提出してください。

※設計仕様確認支援ツールは、県ホームページからダウンロードできます。

Ⅲ 建築関係図書（必須）

添付図書		明示すべき事項	評価項目
3	特記仕様書(建築)	敷地・建物概要、開口部遮音性能	Q1-1.2.1
4	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
5	配置図	縮尺、方位、敷地境界、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び復員、既存躯体の活用	Q3-3.2
			LR2-2.2
6	平面図、屋根状図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、開口部の位置、有効採光面積、自然換気面積、屋上緑化・壁面緑化、マシンハッチ位置、設備更新ルート、バックアップ設備用スペース、	Q1-3.1.2
			Q1-4.2.2
			Q1-4.3.2
			Q2-1.2.2
			Q2-1.3.2
			Q2-3.3.5
			Q2-3.3.6
7	立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上、外壁仕上、壁面緑化等	Q2-2.2.2
			Q3-1
8	断面図、矩計図	縮尺、建築物の高さ、階高、各階の天井高さ、開口部の位置・面積、庇・オーニング・ブラインド等の昼光制御の種類	Q1-3.2.2
			Q1-2.1.3
			Q2-1.2.1
			Q2-3.1.1
9	仕上表	開口部・外壁の仕上げ、熱貫流率、日射遮蔽係数、主要な室の床・壁・天井の仕上、外装の仕上、断熱材	Q1-1.3
			Q2-1.3.1
			Q2-2.2.3
			LR2-3.2.2
10	構造図	構造躯体の材料強度	LR2-2.1
11	構造計算書(抜粋)	床の積載荷重	Q2-3.2
12	光害対策ガイドライン チェックリスト	光害に対する取り組み	LR3-3.3.1
13	計算書	昼光率算定式、レストスペース(物販店)、壁長さ比率、外構緑化指数、建物緑化指数、空地率、水平投影面積率、緑地・水面等面積率、舗装面積率、見付面積比、保水性・透水性舗装等面積率、屋根緑化等面積率、外壁面緑化等面積率	Q1-3.1.1
			Q2-1.2.2
			Q2-3.1.2
			Q3-1
			Q3-3.2
LR3-2.2			
14	建築物移動等円滑化 (誘導)基準チェックリスト	バリアフリーに関する取り組み	Q2-1.1.3
15	景観条例に係る届出書	—	Q3-2

IV 設備関係図書（必須）

添付図書		明示すべき事項	評価項目
●空調設備、換気設備			
16	特記仕様書(空調)	設備概要、設備機器耐震クラス、冷媒、配管ダクト支持方法	Q2-2.4.4 LR2-3.2.3
17	平面図(空調)、 空調ダクト系統図、 空調配管系統図	空調ゾーニング、吹き出し方式、給気口、排気口、汚染源、給気機、排気機、空気調和機(中央式空調換気設備がある場合)、ダクト類(中央式空調換気設備がある場合)、配管口径、PS	Q1-2.1.4 Q1-2.3 Q1-4.2.3 Q2-2.2.4 Q2-2.4.1 Q2-3.3.1
18	空調換気機器リスト	空調設備機器、換気設備機器、排煙設備機器、冷凍機、ボイラー、ポンプ類 等	Q2-2.2.6
●給排水衛生設備			
19	特記仕様書(給排水)	配管支持方法	Q2-2.4.4
20	平面図(給排水) 給排水系統図 衛生機器リスト	衛生機器、配管類、点検口、水槽類、ポンプ類 給水、排水管等の材質、口径寸法、配置 節水型機器、PS	Q2-1.3.2 Q2-2.2.5 Q2-2.4.2 Q2-2.2.6 Q2-3.3.2 LR2-1.1
●電気設備			
21	平面図(電気)	各居室の設計照度、制御区画、受変電設備、EPS	Q1-3.3.1 Q1-3.4 Q2-2.4.3 Q2-3.3.3
22	幹線系統図(電気)、負荷系統図(電気)、分電盤図	OA機器用コンセント容量、非常用発電機、無停電電源装置	Q2-1.1.2 Q2-2.4.3
23	平面図(通信)	通信設備、EPS	Q2-3.3.4 Q2-2.4.5
24	通信系統図	通信回線、通信設備	Q2-1.1.2 Q2-2.4.5
25	電気設備機器リスト	受変電設備、発電機 等	Q2-2.2.6
●その他			
26	省エネ計画書 又は、住宅性能評価書	一次エネルギー消費量、断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級、外皮平均熱貫流率、年間熱負荷係数	LR1-1 LR1-3

V 高評価となる項目に関する図書（CASSBEE評価では3点を上回る得点）

添付図書		明示すべき事項	評価項目
●建築関連			
27	特記仕様書(建築)	遮音性能 化学汚染物質に対する配慮 持続可能な森林からの産出された木材 有害物質を含まない材料	Q1-1.2.2 Q1-1.2.3 Q1-1.2.4 Q1-4.1.1 LR2-2.5 LR2-3.1
28	配置図	自転車置場、駐車スペース、駐車場導入路	LR3-2.3.3
29	平面図	執務人数、ベッド数(病院、ホテルの場合)	Q2-1.1.1
30	断面図、矩計図	昼光利用設備の種類	Q1-3.1.3
31	仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上、外装の仕上	LR2-2.4 Q1-4.1.1
32	住宅性能評価書	劣化対策等級	Q2-2.2.1
33	特記仕様書(構造)	構造躯体の材料、高炉セメントの使用箇所	LR2-2.3
34	構造計算書(抜粋)	耐震性(層せん断力係数、保有水平耐力、重要度係数)	Q2-2.1.1
35	構造図	免震・制振装置	Q2-2.1.2
36	外構緑化計画図	中高木の樹冠面積、低木・地被等の植栽面積、水面面積、舗装仕上、舗装面積、ピロティ・庇・パーゴラの面積 等	Q3-1 Q3-3.2 LR3-2.2
37	計算書	換気量、持続可能な森林から産出された木材の使用比率	Q1-4.2.1 LR2-2.5
38	取り組みに関する資料	内装計画、 生物環境の把握・保全及び管理 良好な景観の形成 地域性への配慮。快適性への向上 解体時のリサイクル促進対策 廃棄物処理負荷抑制対策 騒音対策、振動対策、悪臭対策 風害対策、日照障害の抑制 建物外壁による反射光(グレア)対策	Q2-1.2.3 Q3-1 Q3-2 Q3-3.1 LR2-2.6 LR3-2.3.4 LR3-3.1 LR3-3.2 LR3-3.3.2
●設備関連			
39	特記仕様書(空調)、空調能力計算書	室温設定、湿度設定、加湿・除湿機能の有無、設備容量	Q1-2.1.1 Q1-2.2
40	系統図(消火設備)	消火剤	LR2-3.2.1
41	給排水機器	雨水利用システム、雑排水再利用システム	LR2-1.2.1 LR2-1.2.2
42	電気設備機器	監視・制御システム、監視ポイント	LR1-4.1
43	照度計算書	設計照度	Q1-3.3.1
44	取り組みに関する資料	CO2の監視方法、維持管理機能の確保、雨水排水負荷低減、汚水処理負荷抑制 自然エネルギーの利用(太陽光発電、地熱利用、自然換気システム等)、運用管理体制、大気汚染物質の排出削減	Q1-4.3.1 Q2-1.3.2 LR3-2.3.1 LR3-2.3.2 LR1-2 LR1-4.2 LR3-2.1
●その他			
45	低炭素化に関する資料	節水に資する機器の設置、雨水・井水・雑排水利用設備、HEMS・BEMSの設置、ヒートアイランド対策、住宅の劣化軽減措置	
46	その他県知事が必要と認める図書	建築物の環境品質・性能の向上及び建築物による外部環境負荷の低減のための措置について参考となる事項	

Ⅲ 環境性能の評価ツールの概要

1 CASBEE(キャスビー)とは

熊本県建築物環境配慮制度における環境性能を評価するツールとしては、(一財)建築環境・省エネルギー機構(国土交通省の認可団体)が開発したCASBEEの利用が基本となります。

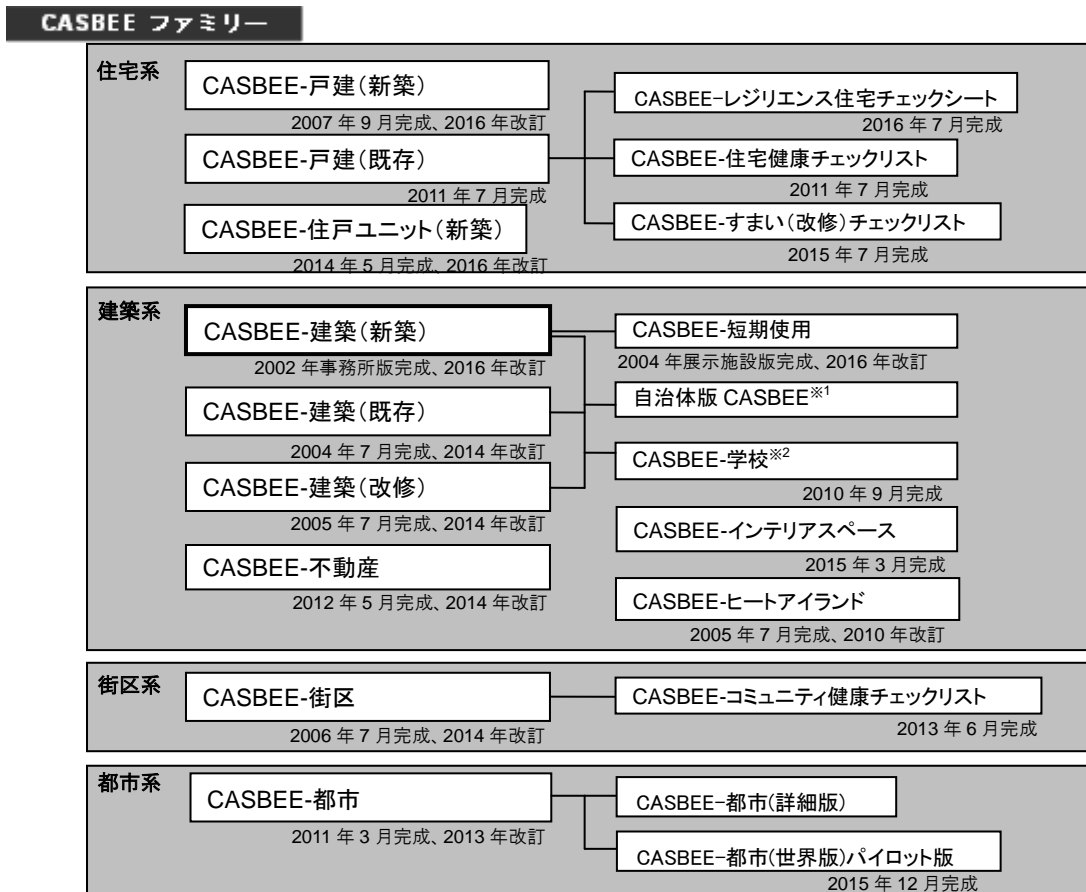
「CASBEE」(建築環境総合性能評価システム)は、省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建築物の品質を総合的に評価し、また、CASBEEによる評価によって、「Sランク(素晴らしい)」「Aランク(大変良い)」「B+ランク(良い)」「B-ランク(やや劣る)」「Cランク(劣る)」という5段階の格付けが与えられます。

CASBEEの評価ツールは、

- ①建築物のライフサイクルを通じた評価ができること
- ②「建築物の環境品質(Q)」と「建築物の環境負荷(L)」の両側面から評価すること
- ③「環境効率」の考え方をういて新たに開発された評価指標「BEE(建築物の環境効率、Built Environment Efficiency)」で評価すること

という3つの理念に基づいて開発されています。

CASBEEには、ライフサイクルに応じた4つの基本ツールと個別の目的に応じた拡張ツールがあり、これらを総称して「CASBEEファミリー」と呼んでいます。



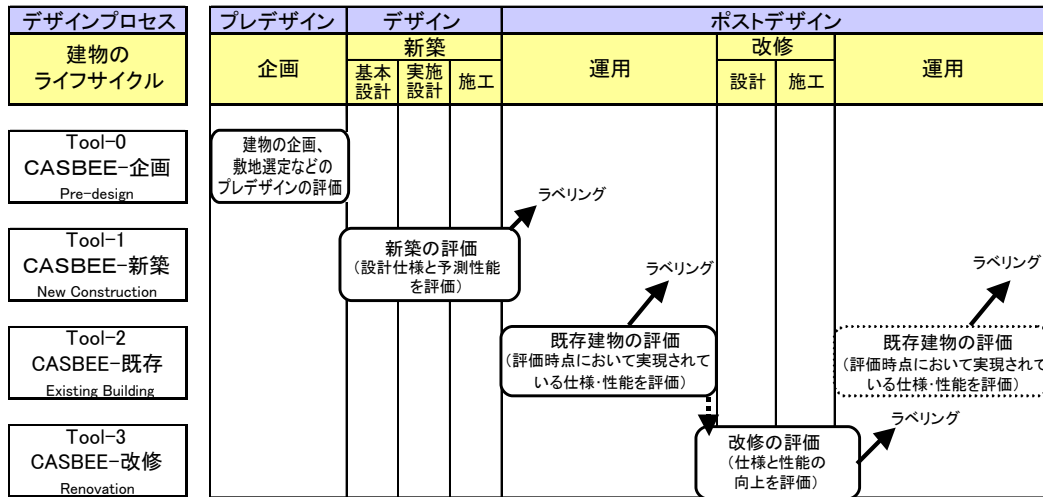
※1) CASBEE-名古屋(2004.04施行)、CASBEE-大阪(2004.10施行)、CASBEE-横浜(2005.07施行)など、全国の自治体で開発が進んでいる。

※2) CASBEE-学校は文部科学省が企画・開発したツールであり、小中高校の施設管理担当者を主なユーザーとしている。

2 建築物のライフサイクルに対応した基本ツール

CASBEEには、建築物のライフサイクルに対して、企画／新築／既存／改修に対応した4つの基本ツールが位置づけられます。

【建物のライフサイクルとCASBEEの4つの基本ツール】



3 CASBEEによる環境性能の評価の概要

CASBEEでは、建築物敷地境界等による仮想境界で区分された内外二つの空間を想定し、境界内部の建築物の環境性能に係る要素(Q:Quality)と、境界を越えて外部に与える環境負荷に係る要素(L:Load)のそれぞれの環境配慮項目について取組を評価します。

それぞれの評価項目について、レベル1～5の採点基準が設けられていますので、各基準に従って該当するレベルを選択します。各レベルに評価項目ごとの重み係数を乗じて点数化し、建築物の環境品質・性能に係る要素(Q)を分子に、外部への環境負荷に係る要素(L)を分母にして表される数値＝建築物の環境性能効率(BEE)により、建築物の環境性能を評価できます。

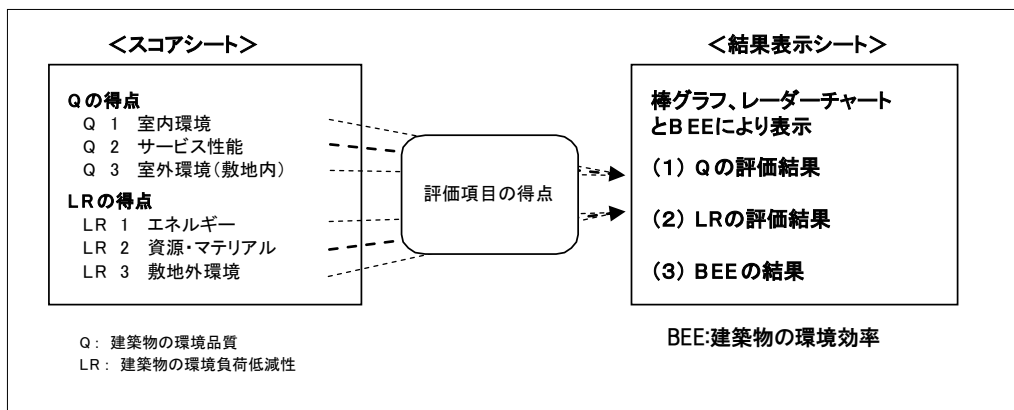
建築物の環境性能効率(BEE)は、環境の品質(Q)を向上した場合、また環境負荷(L)を低減した場合ほど高くなります。

評価結果は、S(素晴らしい)、A(大変良い)、B+(良い)、B-(やや劣る)、C(劣る)の5つのランクで総合評価されます。

【評価結果】

採点結果は、「スコアシート」と「結果表示シート」の書式に集約されます。

評価項目ごとの採点の結果は、まず「スコアシート」に一覧表示されます。これらを各評価項目の重み係数で加重して、Q1～Q3、LR1～LR3までの分野別の総合得点SQ1～SQ3、SLR1～SLR3、並びにQとLRの得点SQ、SLRを算出します。



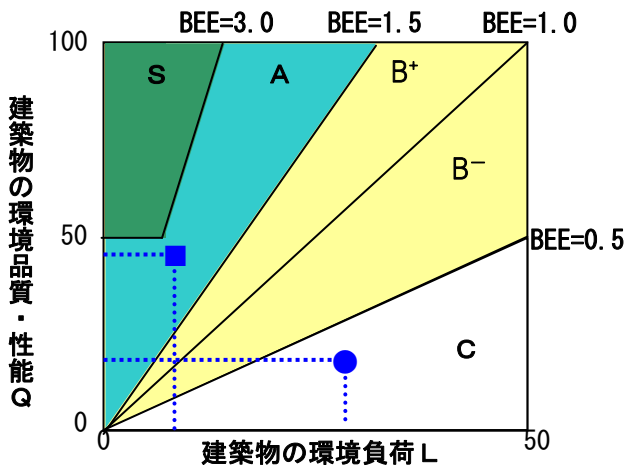
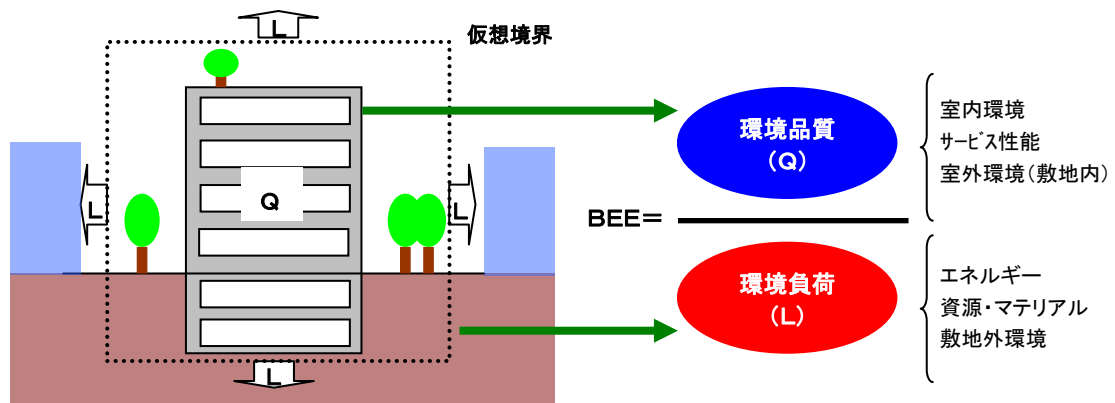
CASBEEの基本構成

「結果表示シート」では、Q（建築物の環境品質）とLR（建築物の環境負荷低減性）のそれぞれについて、分野ごとの評価結果がレーダーチャートと棒グラフと数値で表示されます。さらにBEE（建築物の環境効率）の結果がグラフと数値で表示され、これらによって、環境配慮に対する対象建物の特徴を多角的かつ総合的に把握することができます。

BEEは、QとLRの得点SQ、SLRに基づき、以下の式で求められます。

$$BEE = \frac{Q: \text{建築物の環境品質}}{L: \text{建築物の環境負荷}} = \frac{25 \times (SQ - 1)}{25 \times (5 - SLR)} \quad (1)$$

【CASBEEによる環境性能評価スキーム】



■CASBEE 評価基準

ランク	ランク表示	評価	判定値	
			BEE値	Q値
S	★★★★★	素晴らしい	3.0以上	50以上
A	★★★★	大変良い	1.5以上3.0未満	—
B ⁺	★★★	良い	1.0以上1.5未満	—
B ⁻	★★	やや劣る	0.5以上1.0未満	—
C	★	劣る	0.5未満	—

【表示例】

- 環境性能の高い建築物 (A ランクの例)
- 環境性能の低い建築物 (C ランクの例)

【CASBEE の評価項目の構成】

環境品質 (Q)

環境負荷低減性 (LR)

《Q1 室内環境》

音環境

騒音、遮音、吸音

温熱環境

室温制御、湿度制御、空調方式

光・視環境

昼光利用、グレア対策、照度、照明制御

空気質環境

発生源対策、換気、運用管理

《Q2 サービス性能》

機能性

機能性・使いやすさ、心理性・快適性、維持管理

耐用性・信頼性

耐震・免震、部品・部材の耐用年数、適切な更新、信頼性

対応性・更新性

空間のゆとり、荷重のゆとり、設備の更新性

《Q3 室外環境 (敷地内)》

生物環境の保全

まちなみ・景観への配慮

地域性・アメニティへの配慮

地域性への配慮、快適性の向上、敷地内温熱環境の向上

《LR1 エネルギー》

建物の熱負荷抑制

自然エネルギー利用

設備システムの高効率化

効率的運用

モニタリング、運用管理体制

《LR2 資源・マテリアル》

水資源保護

節水、雨水利用・雑排水等の利用

非再生性資源の使用量削減

材料使用量の削減、既存建築躯体等の継続利用、躯体材料におけるリサイクル材の使用、構造材料以外におけるリサイクル材の使用、持続可能な森林から産出された木材、部材の再利用可能性向上への取組み

汚染物質含有材料の使用回避

有害物質を含まない材料の使用、フロン・ハロンの回避

《LR3 敷地外環境》

地球温暖化への配慮

地球環境への配慮

大気汚染防止、温熱環境悪化の改善、地域インフラへの負荷抑制

周辺環境への配慮

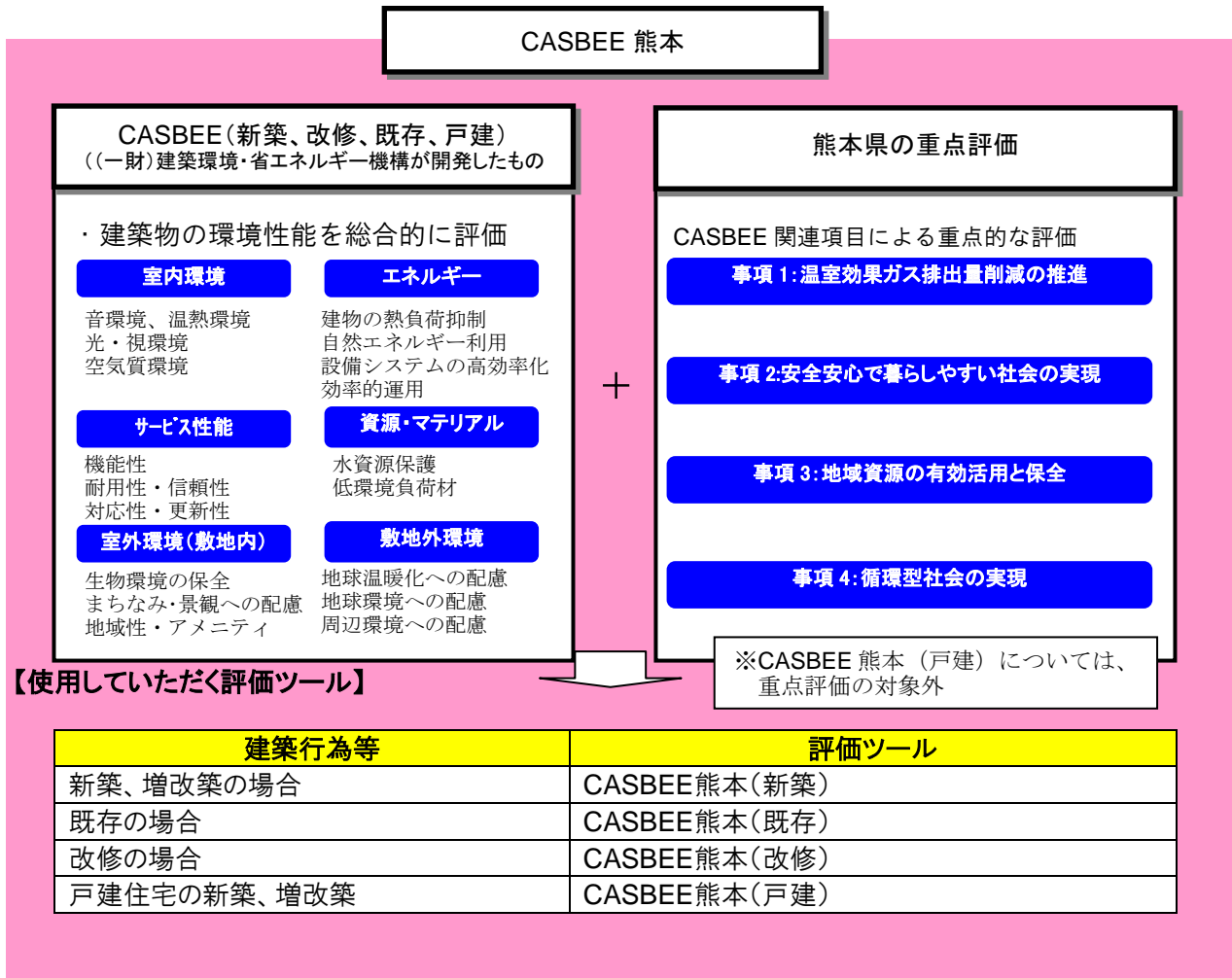
騒音・振動・悪臭の防止、風害・砂塵・日照障害の抑制、光害の抑制

4 CASBEE熊本の概要

熊本県建築物環境配慮制度における建築物の環境性能の評価ツールとしては、(一財)建築環境・省エネルギー機構が開発したCASBEE(以下、「標準版CASBEE」といいます。)による評価と、県独自の重点項目についての評価を併用した建築環境総合性能評価ツール「CASBEE熊本」を使用させていただきます。

標準版CASBEEには複数の種類がありますが、その中で、熊本県で使用する評価ツール「CASBEE熊本」の基となるものは、「CASBEE-建築(新築)」「CASBEE-建築(改修)」、「CASBEE-建築(既存)」、「CASBEE-戸建(新築)」の4種類です。

また、県独自の重点評価については、本県の地域特性や政策との連携を図ることを念頭に関連付けを行った重点評価事項を設定しています。



※評価ツールについては、県ホームページからダウンロードできます。

下記アドレスにアクセスするか、以下の①～③の手順でアクセスしてください。

URLアドレス：

http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1668

- ① 県ホームページのトップ画面から「県土づくり」をクリック
- ② 「建築・建設業・土地」をクリック
- ③ 「建築」の中の「建築物の環境配慮制度」をクリック

5 熊本県独自の評価ツール

さらなる地球温暖化防止に配慮した建築物の普及促進を図るため、省エネルギー性能と温室効果ガス排出量削減の評価を行えるよう、新たな評価システムを開発いたしました。

省エネ計画書の内容に加え、低炭素化に関する取り組み内容について確認を行い、温室効果ガスの削減に係る総合的な評価を実施します。

熊本県独自の評価ツールを仕様する場合、建築物における、以下の主要2項目についての総合的な評価を行います。

- ①エネルギー消費性能（外皮性能、一次エネルギー消費量）
- ②低炭素化に関する配慮事項

①のエネルギー消費性能については、建築物省エネ法に規定される数値を基準値として、設計時における数値を正規化した値を5段階にて評価します。

$$\text{外皮性能及び一次エネルギー消費量} = \text{設計値} / \text{基準値}$$

外皮性能の評価

★数	設計値/基準値	評価レベル
★★★★★	0.8	5
★★★★★	0.9	4
★★★	0.97	3
★★	1.0	2
★	1.03	1

一次エネルギー消費量の評価

★数	設計値/基準値			評価レベル
	住宅用途	非住宅1 (事務所等、学校等、工場等)	非住宅2 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会場等)	
★★★★★	0.8	0.6	0.7	5
★★★★★	0.85	0.7	0.75	4
★★★ 誘導基準	0.9	0.8	0.8	3
★★ 省エネ基準	1.0	1.0	1.0	2
★ 既存の省エネ基準	1.1	1.1	1.1	1

②については下記事項のうち、2項目以上適合する場合に達成として取り扱います。


1. 節水に資する機器の設置
2. 雨水・井水・雑排水利用設備の設置
3. HEMS・BEMSの設置
4. 太陽光発電等と連携した蓄電池の設置
5. ヒートアイランド対策の実施
6. 住宅の劣化軽減措置
7. 木造住宅・建築物
8. 高炉セメント等の利用

なお、低炭素に関する配慮事項については、適合内容が分かる資料を添付すると共に、配慮事項シートに内容の詳細を記載する必要があります。

評価ランクについては、外皮性能と一次エネルギー消費量及び低炭素化に関する配慮事項における評価レベルの平均値を総合的な評価ランクとして表示します。

■評価結果のイメージ

熊本県 建築物環境配慮制度 評価結果

■ 建物概要				
建物名称	熊本県庁	階数	地上13F,地下1F	
建設地	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	構造	S造一部RC造	
用途地域	商業地域、防火地域	建物用途	事務所	
気候区分	6地域		非住宅1	
竣工年	2017年12月 予定	評価の実施日	2017年4月10日	
敷地面積	10,000 m ²	作成者	鈴木	
建築面積	1,000 m ²	確認日	2017年4月11日	
延床面積	1,000 m ²	確認者	佐藤	
■ 外観		■ 評価グラフ		評価ランク
				B+
1 外皮性能				
	設計値/基準値			
建築物全体	0.91			
結果				
2 一次エネルギー消費量				
	BEI値(設計値/基準値)			
非住宅	0.75			
住宅部	-			
建築物全体	0.75			
結果				
3 低炭素化に関する配慮事項				
<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 節水に資する機器を設置。 <ul style="list-style-type: none"> - 雨水、井戸水又は雑排水利用のための設備を設置。 <input type="radio"/> HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)又はBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を設置。 <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池を設置。 - 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用。 - 住宅の劣化の軽減に資する措置を講じている。 - 木造住宅若しくは、木造建築物。 <input type="radio"/> 一定のヒートアイランド対策を講じている。 				達成(2項目以上)

6 県の推奨ランク、標準ランクについて

熊本県建築物環境配慮制度では、熊本県地球温暖化の防止に関する条例の趣旨も踏まえ、建築主等自らによる、環境品質を高め、環境負荷を軽減する取り組みを求めていくものであり、義務的な基準値の設定は行いません。

しかしながら、建築主・所有者の方々が、主体的に建築物の環境品質を高め、環境負荷を軽減することにより、CASBEEで「良い」と評価される「B+」以上となるような取り組みを行うことは重要と考えられますので、目指すべき目標として、推奨ランク及び標準ランクを設定しています。

推奨ランク：A以上（大変良い）

標準ランク：B+（良い）

県としては、S、Aランクの評価結果の建築物については、優れた事例としてPRしていくほか、顕彰制度の実施について検討します。そのため、S、Aランクの評価結果の案件については、重点的に審査を行います。

また、標準ランク「B+」をできるだけ多くの建築物が達成できるよう、「B-」ランクの評価結果の案件については、重点的に審査を行い、環境性能を高める工夫ができないか助言等を行う場合があります。

7 県の重点評価について

県において、建築物環境配慮制度を運用するにあたり、本県の地域特性や「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」の理念や考え方を念頭に、CASBEE 熊本では以下の重点評価事項を設定しています。

重点評価については、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議シンボルマーク「×（バッテン）温暖化」の数が多いほど良い結果となります。

【重点評価】

☆ 温室効果ガス排出量削減の推進

建築物の断熱性能向上や省エネ性能向上に係る項目、太陽光など自然エネルギー利用にかかる項目、材料使用量の削減に係る項目等により評価します。

☆ 安全安心で暮らしやすい社会の実現

建物のバリアフリーやユニバーサルデザイン、耐震性、防犯、緑化等にかかる項目により評価します。

☆ 地域資源の有効活用と保全

地域産材の活用やまちなみ・景観の保全、地下水の保全等にかかる項目により評価します。

☆ 循環型社会の実現

部品・部材の耐用年数、対応性・更新性、既存建築躯体等の継続使用、リサイクル材の使用など3R（Reduce, Reuse, Recycle）にかかる項目により評価します。

■ 熊本県重点評価基準

判定値(評価点)	ランク表示
100点以上	
80点以上100点未満	
60点以上80点未満	
40点以上60点未満	
40点未満	

8 公表

提出された建築物の環境性能評価結果については、県ホームページにより公表します。

熊本市、八代市及び天草市の対象建築物については、熊本市ホームページ、八代市ホームページ、天草市ホームページにも掲載されます。

公表する内容は次のとおりです。

- 建築物の名称及び所在地
- 建築物の概要
- 建築物にかかる温室効果ガスの排出の抑制等その他の環境への配慮のための措置の内容
 - 「CASBEE熊本」内の
 - 「性能表示シート」、「評価結果シート」、「スコアシート」、
 - 「配慮事項シート」、「重点評価スコアシート」
 - 熊本県独自の評価ツール内の
 - 「評価結果シート」、「配慮事項シート」
- 建築主等の氏名又は名称

※本制度は、建築主等の自己評価による届出を公表するもので、県が認証を行うものではありません。

【計画書等の公表を取り止める措置について】

計画書等の公表は、工事が中止となった場合等に「建築計画中止届」を提出することで、取り止めることができます。（任意様式ですが、様式例をホームページに掲載しています。）

中止届が提出されない場合は、事実確認のうえ、県の判断により、公表を取り止めることもあります。

9 助言・支援・勧告

(1) 助言・支援

提出された計画書等の内容について確認させていただくためにヒアリング等や現地確認を行い、根拠となる図書等の提出をお願いする場合があります。

特に、評価結果が「Sランク」及び「Aランク」のものについては、必要な審査を行います。また、「Bランク」以下のものについては、評価結果の妥当性を審査したうえで、改善を求める場合があります。

(2) 勧告・公表

特定建築主が、以下に該当すると認められる場合には、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告する場合があります。

- 正当な理由なく、建築物環境配慮計画書又は建築物環境配慮変更計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき

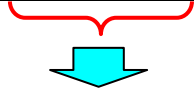
また、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめ、熊本県環境審議会の意見を聴いた上で、その旨及び当該勧告内容を公表する場合があります。

10 事例集作成への協力依頼

環境性能評価結果が、S、Aランクの建築物については、その取組について事例としてホームページや冊子等により、紹介する場合があります。そのため、必要に応じ調査・ヒアリング等を依頼する場合がありますので、御協力をお願いします。

【環境配慮計画書等の公表イメージ】

No.	建築物名称 (建設地/所在地)	建築主/所有者	建築物用途	工事種別	延床面積 構造 階数	評価値 (ランク)	重点評価 点数	工事完了 予定日 (工事完了日)	更新情報	備考
1	〇〇ビル (〇〇市〇〇町)	〇〇会社	事務所	新築	3,000 RC造 3階	1.5 (A)	90/125	Hyy.mm.dd	Hyy.mm.dd 計画変更 Hyy.mm.dd 完了	CASBEE 熊本
2	××工場 (〇〇市)	〇〇	工場	新築	2,500 S造 1階	B+	—	Hyy.mm.dd	Hyy.mm.dd 完了	熊本県 評価 ツール



- 建築物名称欄で、建築物名称をクリックすることで、より詳細な評価概要が表示されます。
- 公表している建築物環境配慮計画書の概要は、建築物環境配慮変更計画書の提出により、変更（更新）されることがあります。この場合、更新情報欄に「計画変更」と表示されます。
- 建築物工事完了届出書が提出された建築物については、更新情報欄に「完了」と表示されます。
- 公表された建築物環境配慮計画書について、計画の中止が明らかになった場合には、公表データを削除することがあります。

■詳細な評価概要のイメージ(1)

【性能表示シート】

CASBEE®熊本《新築》【性能表示】

■ 建物概要		■ 外観	
建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F
建設地	〇〇県〇〇市	構造	RC造
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX人
気候区分	地域区分IV	年間使用時間	XXX時間/年
建物用途	事務所	評価の段階	実施設計段階評価
竣工年	2014年12月 予定	評価の実施日	2010年7月8日
敷地面積	XXX m ²	作成者	〇〇
建築面積	XXX m ²	確認日	2010年7月10日
延床面積	15,000 m ²	確認者	〇〇

1 CASBEE評価結果

■ 建築物の環境効率(BEEランク&チャート)

BEE = 1.3

■ BEE(環境効率) = $\frac{Q(\text{環境品質})}{L(\text{環境負荷})}$

ランク	ランク表示	評価	判定値	
			BEE値	Q値
S	★★★★★	素晴らしい	3.0以上	50以上
A	★★★★	大変良い	1.5以上3.0未満	—
B+	★★★	良い	1.0以上1.5未満	—
B-	★★	やや劣る	0.5以上1.0未満	—
C	★	劣る	0.5未満	—

■ ライフサイクルCO₂排出性能(ランク表示)

排出率: 74%

判定値(排出率)	ランク表示
30%以下	☆☆☆☆☆
30%超60%以下	☆☆☆☆
60%超80%以下	☆☆☆
80%超100%以下	☆☆
100%超	☆

3 熊本県重点評価結果

■ 重点事項総合評価

評価点: 84

重点事項	評価点
【重点事項1】 温室効果ガス排出量削減の推進	97.3
【重点事項2】 安全安心で暮らしやすい社会の実現	75.0
【重点事項3】 県の地域資源の有効活用と保全	75.0
【重点事項4】 循環型社会の実現	75.0

■ 熊本県重点評価基準

判定値(評価点)	ランク表示
100点以上	★★★★★
80点以上100点未満	★★★★
60点以上80点未満	★★★
40点以上60点未満	★★
40点未満	★

※評価点は、100点以上が推奨です。

1.1 くまもと環境配慮建築物マーク表示制度について

「熊本県建築物環境配慮制度」（平成22年10月施行）に関連し、建築物の環境性能の向上に積極的な取組を行う建築主・設計者等が、自らが関わる建築物の環境性能をPRできる登録制度を構築し、環境性能の高い建築物の普及促進を図るため、「くまもと環境配慮建築物マーク表示制度」を実施しています。

■登録対象者の要件

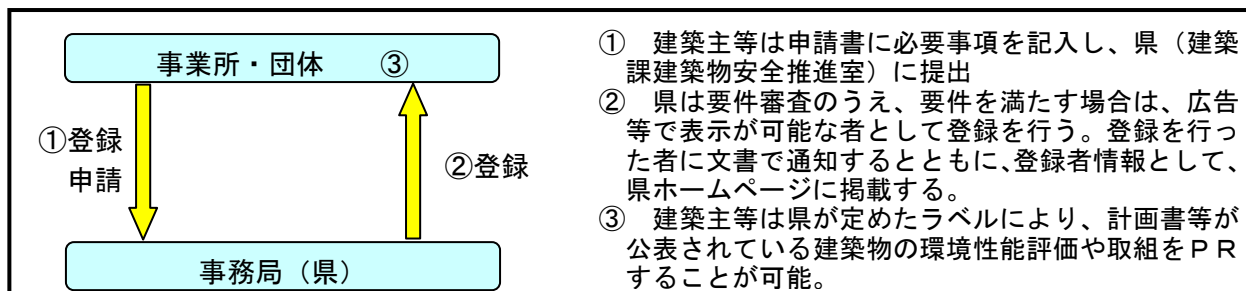
「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく「建築物環境配慮計画書」又は「建築物環境性能届出書」（以下、「計画書等」という）が、「県、熊本市、八代市又は天草市（以下、「県等」という）」に提出され、県等がホームページで計画書等を公表している建築物に関わる次の①～⑤の関係者（以下「建築主等」という）。

- ① 対象建築物の建築主
- ② 対象建築物の所有者
- ③ 対象建築物の設計者
- ④ 対象建築物の施工者
- ⑤ 対象建築物の販売又は賃貸を業とする者

※③設計者、④施工者、⑤建築物の販売又は賃貸を業とする者については、「建築主又は所有者」の同意のもと、登録申請書を提出してください。

■制度の流れ

- 建築主等は要件に該当する場合に、登録申請を行うことができます。
- 申請書により、要件を満たすと確認できた建築主等は、県において登録を行い、申請者に文書で通知します。
- 建築主等は、県による登録後、自己の責任において、県が定める表示ラベルにより、計画書等が公表されている建築物の環境性能評価結果を広告等でPRすることができます。
- ※ 虚偽の届出や虚偽の表示、県で定めた表示方法によらない不適切な表示を行うことを禁じます。



【申請書の入手方法】

- 県のホームページからダウンロード
- 県建築課、熊本市建築指導課、八代市建築指導課、天草市建築課の窓口で入手

登録方法、登録申請書提出先

■登録方法

申請書様式に必要事項を記載のうえ、郵送または持参により提出してください。

■提出先・問い合わせ先

熊本県土木部建築住宅局建築課建築物安全推進班
 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 電話 : 096-333-2535 FAX : 096-384-9820
 E-mail : kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp

表示内容・ラベル

○ 対象建築物の計画書中の「CASBEE（キャスビー）総合評価結果」、「CO₂削減性能」、「熊本県重点評価結果」を県が定めるデザインによる表示マークにより、表示します。

※CASBEE 熊本（戸建）については、「熊本県重点評価結果」は対象外

○ 「CASBEE 総合評価結果」、「CO₂削減性能」、「熊本県重点評価結果」は、それぞれ別表1～3に掲げる評価結果に応じた表示方法とします。

※県HPに表示マーク作成支援ツールを掲載していますので、御活用ください。

【CASBEE 熊本（新築、改修、既存）による評価の場合】

【CASBEE 熊本（戸建）による評価の場合】



※CASBEE 熊本は、(一財)建築環境・省エネルギー機構が開発したCASBEEによる評価と県独自の重点評価を併用した建築物環境性能評価ツールです。評価ソフトは県のホームページからダウンロードできます。

※表示ラベルは、原則として、県の表示ラベル作成支援ツールで作成したものを使用してください。縮尺の変更は任意ですが、色・デザイン、縦横比率の変更は行わないでください。

別表1 CASBEE 総合評価結果

評価方法	評価結果	表示方法
CASBEE 熊本（新築、改修、既存、戸建）	S 素晴らしい (BEE 値 3.0 以上)	★★★★★
	A 大変良い (BEE 値 1.5 以上 3.0 未満)	★★★★
	B ⁺ 良い (BEE 値 1.0 以上 1.5 未満)	★★★
	B ⁻ やや劣る (BEE 値 0.5 以上 1.0 未満)	★★
	C 劣る (BEE 値 0.5 未満)	★

赤星

別表2 CO₂削減性能

評価方法	評価結果	表示方法	
CASBEE 熊本（新築、改修、既存、戸建）におけるCO ₂ に関する部分の評価	同用途の基準建築物と対象建築物の比較による排出率	30%以下	☆☆☆☆☆
	30%超 60%以下	☆☆☆☆	
	60%超 80%以下	☆☆☆	
	80%超 100%以下	☆☆	
	100%超	☆	

緑星

別表3 熊本県重点評価結果

評価方法	評価結果	表示方法
CASBEE 熊本（新築、改修、既存）における CO ₂ に関する部分の評価	100 点以上	
	80 点以上 100 点未満	
	60 点以上 80 点未満	
	40 点以上 60 点未満	
	40 点未満	

【申請書様式】

平成 年 月 日

熊本県知事 様

(事業所・団体・個人名)

(代表者氏名)

印

くまもと環境配慮建築物マーク表示制度 登録申請書

くまもと環境配慮建築物マーク表示制度への登録を申請します。

提出者属性 (該当するものに○を付けてください)	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 建築物の販売又は賃貸を業とする者			
住 所	〒			
連絡先 (県からの連絡窓口となる所属の御記入をお願いします。所属がない場合は、代表となる連絡先の御記入をお願いします。)	担 当 所属名		FAX 番号	
	電話番号 (内線)		E-mail	
	備 考			
対象建築物番号	平成 年度 番 建築物環境配慮計画書等提出先 【県・熊本市・八代市・天草市】 ※県・熊本市・八代市・天草市のホームページで公表されている建築物番号を記入してください。			
登録にあたっての建築主又は所有者の同意 ※設計者、施工者、建築物の販売又は賃貸を業とする者が登録申請をする場合には、建築主または所有者からの同意を受けてください。 ※建築主または所有者が自ら登録申請する場合には、この欄の記入は不要です。	上記提出者が、くまもと環境配慮建築物マーク表示制度への登録を申請し、広告等により、対象建築物に関する情報提供やPRを行うことに同意します。 住所 氏名 印 電話番号			

※建築物環境配慮計画書等が提出され、県等のホームページで公表されている建築物に関わる建築主、所有者、設計者、建築物の販売又は賃貸を業とする者が提出できます。
 ※氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。